

|   |                  |          |
|---|------------------|----------|
| 公安委員会   | 極東会及び二代目東組の指定の確認 | 令和2年7月2日 |
| 説明資料No. 1   | について             | 刑事局      |
| <p>1 概要</p> <p>令和2年5月18日に東京都、同月21日に大阪府の各公安委員会から、次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。</p> <p>(1) 極東会(主たる事務所:東京都、代表する者:曹<sup>そう</sup>圭化<sup>けいか</sup>、構成員:約440人)</p> <p>(2) 二代目東組(主たる事務所:大阪府、代表する者:滝本<sup>たきもと</sup>博司<sup>ひろし</sup>、構成員:約110人)</p> <p>2 指定の要件に該当すると認める理由</p> <p>(1) 実質目的要件(暴力団対策法第3条第1号)該当性</p> <p>各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。</p> <p>○ 威力を利用した資金獲得活動の状況</p> <p>前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝、覚醒剤取締法違反等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。</p> <p>(2) 犯罪経歴保有者要件(同条第2号)該当性</p> <p>各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。</p> <p>(3) 階層組織性要件(同条第3号)該当性</p> <p>各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、指示又は命令できる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。</p> |                  |          |

### 1 行方不明者の受理状況

- 行方不明者の届出受理数は、過去10年間ほぼ横ばいで推移し、令和元  
年は86,933人（前年比1,029人減少）である。

認知症に係る行方不明者の届出受理数は、統計をとり始めた平成24年  
以降、年々増加し、令和元年は17,479人で、前年に比べて552人増加し  
ている。

- 男女別では、男性が55,747人、女性が31,186人と、男性の割合が高く、  
男性、女性共に過去10年間ほぼ横ばいとなっている。
- 年齢層別では、20歳代が最も多く、70歳以上が増加傾向にある。
- 原因・動機別（「不詳」を除く。）では、認知症を含む疾病関係が最  
も多く、年々増加傾向にある。

### 2 行方不明者の所在確認等の状況

- 令和元年中に所在が確認等された行方不明者は84,362人であり、その  
内訳は所在確認が71,910人、死亡確認が3,746人、その他が8,706人とな  
っている。

- 所在確認された行方不明者のうち、受理当日に全体の46.8%、受理か  
ら1週間以内には80.9%が所在確認されている。

このうち、認知症に係る行方不明者は、受理当日に71.7%、受理から  
1週間以内には99.4%が所在確認されている。

### 3 今後の取組

- 行方不明となった原因・動機や当時の状況等を詳細に確認し、事案に  
応じた組織的な発見・保護活動を推進。
- 認知症による行方不明者の早期発見に向け、自治体等の関係機関・団  
体との連携強化、情報発信活動等を推進。

|           |                  |          |
|-----------|------------------|----------|
| 公安委員会     | 子供の性被害防止プランの     | 令和2年7月2日 |
| 説明資料No. 3 | 令和元年度取組状況（案）について | 生活安全局    |

## 1 概要

平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において決定された「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づく取組の令和元年度中の実施状況を取りまとめたもの。

## 2 主な取組状況

- (1) **児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化**
  - 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」を開催【内閣府】
  - 「子供の性被害防止セミナー」を開催し、子供の性被害防止に取り組む関係機関・団体等による更なる対策を推進【警察庁】
- (2) **児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援**
  - 青少年の安全安心なインターネット利用に向けて啓発講座を開催【総務省・文部科学省・経済産業省】
  - 具体的な被害事例や被害手口等を盛り込んだリーフレットを作成し、教育委員会等に配布【文部科学省・警察庁】
- (3) **児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進**
  - SNSを運営する事業者間の情報共有等、自主的な児童被害防止対策を推進する「青少年ネット利用環境整備協議会」において、児童被害の事例等に関する情報提供を実施【警察庁】
- (4) **被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進**
  - 「児童相談所全国共通ダイヤル」から「児童相談所虐待対応ダイヤル」に名称変更し通話料を無料化【厚生労働省】
  - 都道府県警察において、SNS上の児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対し注意喚起を実施【警察庁】
- (5) **被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生**
  - 児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の子供の性被害事犯に対する取締りを推進【警察庁】
  - 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施及び同指導による処遇効果の検証【法務省】
- (6) **児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化**
  - 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表し、児童虐待対応の取組を推進【文部科学省】
  - 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、令和元年度から4年間で児童福祉司を増員（約2,020人）するなど児童相談所等の体制及び専門性を強化【厚生労働省】

## 3 今後の予定

児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議（7月10日（金）持ち回り開催予定）において取りまとめ、公表

## 1 概要

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に関連して、本年1月、兵庫県等の6府県の公安委員会において、両団体を特定抗争指定暴力団等として指定しているところ、本年5月に発生した岡山県における拳銃使用殺人未遂事件（以下「岡山事件」という。）や両団体の動向等を踏まえ、当該指定の期限を延長するとともに、うち兵庫・愛知の2県においては、警戒区域を追加する。

あわせて、岡山事件を受けて、新たに岡山県等の4県の公安委員会において、両団体を特定抗争指定暴力団等として指定する。

## 2 効力発生日及び期間

本年7月7日から3か月間

## 3 警戒区域

### ① 1月7日～

兵庫県（神戸市、姫路市（注）、尼崎市、淡路市）

大阪府（大阪市、豊中市）、京都府（京都市）

愛知県（名古屋市）、岐阜県（岐阜市）、三重県（桑名市）

（注）：姫路市の島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。

### ② 7月7日～

兵庫県（南あわじ市）、愛知県（あま市）

岡山県（岡山市）、鳥取県（米子市）、島根県（松江市）

愛媛県（四国中央市）

## 4 その他

岡山事件を受け、本年6月5日、岡山県内及び鳥取県内にある両団体の4事務所に対し、使用制限に係る仮の命令を発出（6月29日、本命令に切替え）。